

Title	放送事業のアンバンドリング：規制と競争の視点から
Author(s)	安田, 拓
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/42241">https://hdl.handle.net/11094/42241</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	安 田 拡 <small>やす た ひろむ</small>
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学位記番号	第 1 6 3 6 6 号
学位授与年月日	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科比較公共政策専攻
学位論文名	放送事業のアンバンドリング：規制と競争の視点から
論文審査委員	(主査) 教授 林 敏彦 (副査) 教授 辻 正次 助教授 今川 拓郎

### 論 文 内 容 の 要 旨

「日本の放送事業では、地上波で無料広告放送を提供している民放局が、超過利潤を確保している。しかしその利潤は、視聴者の便益や番組制作者の利益に還元されていない。」

本稿ではこの命題を基に、放送事業の経済的な特性を分析しながら、超過利潤の還元に適した放送規制・事業のあり方を論じる。そのうえで、「アンバンドリング (Unbundling：業態・機能の違いに基づく会計分離)」の概念に基づく規制モデル (アンバンドリング・モデル) を提示する。

**第1章 (放送事業の特性)：**放送事業を「特別な規制で事業領域が限定された産業」ととらえながら、法と経済学の視点で市場・規制・組織の相互関係を分析する。

従来のメディア研究で重視された価値理念 (公共性やジャーナリズム) によらずに、他の産業との比較や実証分析から、超過利潤をもたらす放送事業の特性を明らかにする。特に、番組の放送・編成・制作機能をめぐる関係や、放送のビジネス・モデルに焦点を当てる。

**第2章 (日本の放送事業の課題)：**上記の分析を基に、解決が必要な3つの課題を特定する。

- (2-1) 「放送」概念をめぐる行政解釈の不整合→サービスごとに異なる規制体系が混在
- (2-2) 民放局で組織されたネットワークでの一方的な依存関係→番組制作・営業機能の低下
- (2-3) 「1回限りの放送」を前提にした番組制作・流通体系の定着→番組の多重利用の機会を制約

**第3章 (新しい放送規制のあり方)：**電波法・放送法を主体に構成される従来の規制 (個別規制) の限界を示しながら、課題の解決に有効な規制方法を以下のように検討する。

- (3-1) 他の事業にも適用できる規制 (包括規制) の導入・代替による規制の緩和
- (3-2) 放送法の事業法化 (放送事業法の制定)
- (3-3) 独立行政委員会形式による放送・通信規制の運用
- (3-4) オークションによる周波数配分方法の導入

**終章 (アンバンドリング・モデルの提言)：**「番組放送・編成・制作機能の垂直的統合」に立脚してきた放送事業を、アンバンドリング・モデルで3つの独立事業に分割する。

「競争による超過利潤の分散」を想定しながら、放送事業を送信・チャンネル運用・番組制作事業に3分割するよう提言。

- (1) 送信事業（放送設備の管理・番組の放送）→設備の共用による周波数利用効率の向上
- (2) チャンネル運用事業（番組の編成・営業）→「視聴者の便益」に即した放送・通信サービスの提供
- (3) 番組制作事業（番組の制作・放送権の販売）→自由競争による番組制作・利用機会の拡大

### 論文審査の結果の要旨

安田 拓の博士申請論文「放送事業のアンバンドリング：規制と競争の視点から」は、希少資源たる地上波を用い無料広告放送を行っている民間放送局にはレントが発生しているが、それを視聴者および番組制作者に還元する方策として、放送事業者の業務をアンバンドルする規制方法の変更が有効であることを主張している。

本論文は、第1章で、放送事業を「特別な規制によって事業領域が限定された産業」ととらえ、法と経済学の視点から、放送産業の市場、規制、組織の相互関係を分析している。第2章では、日本の放送事業が解決を迫られる問題として、規制根拠法運営上の問題点、放送事業におけるネットワーク支配の改善、および番組の多重利用の必要性を指摘している。

第3章では、問題解決のために、放送・通信包括規制の導入、放送事業法の制定、独立行政委員会形式による規制、周波数のオークションが有効であることを示す。加えて、終章では、規制方式の変更とともに、放送事業を送信事業、チャンネル運用事業および番組制作事業に3分割し、それぞれの事業に競争を導入することで初期の目的が達成される可能性が高いことを示唆する。

本論文は、膨大な数値データおよび制度的資料を収集整理し、日本の放送事業をアメリカ、イギリスなどとの対比において分析した後、制度設計の抜本的な変革方向を描き出すことに成功している。論理の運びにやや甘い部分も見られるが、それは問題の複雑さに起因するところが大きく、280ページに及ぶ論文全体の価値を著しく損なうものではない。よって本論文は、博士（国際公共政策）の学位に十分値すると判断される。